

(様式第5号)

# 貸付希望農用地等の登録申請書

受付番号

電話番号

1 貸付希望者

氏名	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地
<small>3 注意事項について説明を受けました。</small> <input type="checkbox"/> <small>チェック</small>				

2 貸付希望農用地等

番号	農地の所在地			農地の内容				賃料要件		その他権利関係等					
	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	利用 内容	最低賃料 (円)	希望賃料 (円)	差押等	抵当権	所有権移転請求権仮登記等	賦課金滞納	未相続	耕作の放棄
				登記簿	現況										
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															

計 ㎡

転貸先:

TEL

※借入年数は、原則10年以上とします。

※未相続の場合は、相続権の過半を超える法定相続人の同意があれば、20年以内で借入れが可能です。

3 注意事項

- 記入できる農用地等は農業振興地域内の農用地等のみです（不明の場合は市町村農林担当課へお問い合わせください。）
- 「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者自ら農用地等を管理してください。「借受希望者」が見つからない場合は事業の活用はできません。
- 本登録の有効期間は3年です。期間内に「借受希望者」が見つからなかった場合は、登録抹消となります。
- 筆数が15筆を超える場合は別葉にしてください。
- 農地貸付者には、貸付契約1件につき5,000円（1回限り）の手料金を負担していただきます。
- 抵当権が設定されている農地は、受け手の承諾が得られれば借受可能です。
- 地上権、永小作権、質権等（地役権は含まない）が設定されている農地は借受可能ですが、権利者の同意が必要となります。
- 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は借受できません。契約手続きまでに解消していただくようお願いいたします。
- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※添付書類：当該農地の詳細が分かるもの（固定資産税台帳課税明細書の写し、農地台帳の写し等）